

「碍」の字表記問題再考（8）

明治以降の各種教育法令、窮民救済制度における対象者の表記を前号まで検証してきた。そのなかで1929年（昭和4）に制定された救護法に「身体ノ障碍ニ因リ」と記され、ここに初めて「障碍」の表記を確認した。従来とは異なる障碍という新たな表記を用いたのは何故なのか、救護法制定の背景、経緯を含めて詳しく見ることにしたい。

救護法

従来の窮民救済法では対応できず、新たな仕組みとして策定されたのが救護法である。内容的にはヨーロッパ諸国の救貧法を参考にしている。その救護法の被援護者の項目に初めて障碍の表記が登場したのである。

救護法制定に向けては1928年（昭和3）に政府の社会局が要救護者調査を実施しているが、その調査資料には目的、対象者などが次のように記されている。

- 一、調査ノ目的 救貧制度ニ関スル資料ヲ得ル為之ヲ行フモノトス
- 二、左ニ掲グル者ニシテ貧困ノ為生活スルコト能ハザル者
 - イ、不具癱疾、疾病、傷痍其ノ他心身ノ障碍ニ因リ労務ニ支障アル者
 - ロ、妊産婦
 - ハ、満六十歳以上ノ老若
 - ニ、尋常小学校ノ教科ヲ修了セザル十四歳未満ノ幼者
 - ホ、前各号ニ該当セザルモノ
- 三、調査ノ対象中イ、ロニ該当スルモノノ範囲ハ左ノ如シ
 - 不具癱疾
 - (1) 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
 - (2) 複雑ナル介護ヲ要セザルモノ常ニ就床ヲ要スルモノ
 - (3) 心神喪失ノ常況ニ在ルモノ
 - (4) 心神耗弱ノ為監視又ハ介護ヲ要スルモノ
 - (5) 心身障碍ニ因リ終身自用ヲ弁ジ得ルニ過ギザルモノ
 - 其ノ他ノ心身障碍
 - (1) 白痴
 - (2) 痴愚
 - (3) 終身著シク労務ニ支障アルモノ
 - (4) 著シク身体虚弱ナルモノ

項目の二のイにおいて、「不具癱疾、疾病、傷痍其ノ他心身ノ障碍ニ因リ労務ニ支障アル者」と対象者が記載されている。不具癱疾は従来の各種法律で用いられている障害者を表す用語である。それに加えて、新たに「心身ノ障碍ニ因リ労務ニ支障アル者」という表記がなされているのである。

項目の三では、不具癱疾の具体的な状態について書かれており、その(5)で「心身障碍ニ因リ」の記述が見られる。救護法では、「精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ」と記され、この調査資料では「心身ノ障碍」という表記が用いられている。ひとくくりに不具癱疾と記されていた従来の文書の表記とは異なり、障害の状態を詳細に記述している。何故、このような表記になったのであろうか？

救護法制定に際しては、ヨーロッパ諸国の法律を参考にしている。そのことが表記の変容に大いに影響しているのではないと思われる。近代国家の道を標榜する当時のわが国にとって「脱亜入欧」は重要なキーワードの一つであった。資本主義の合理性、効率性の理念にのっとり、わが国はさまざまな改革を推し進めている。この救護法においても諸外国を参考にしている部分が随所に見られる。

その一つが、年齢条件の部分である。救護法では対象者を、「六十五歳以上ノ老衰者」と定めているが、何故「六十五歳以上」の年齢条件にしたのか。これに定めた理由が社会局の資料に残されており、次のように書かれている（抜粋）。

- 六十五歳ト定メタル理由
- 諸外国ノ立法例ニ於イテハ老若ノ救護ニ関シテ養老年金制度又ハ保険制度ニ於テ老若ノ年齢ヲ六十歳乃至七十歳ト為セルモノ其ノ最モ多キハ六十五歳ナリトス
- | | | | |
|-----|------|--------|-------------|
| 仏蘭西 | 養老年金 | 六十歳ヨリ | 仏国社会保険法 |
| 独乙 | 同 | 六十五歳ヨリ | 帝国保険条例 |
| 伊太利 | 同 | 六十五歳ヨリ | 癱疾老年保険令 |
| 英国 | 同 | 六十五歳ヨリ | 寡婦孤児及老齢掛年金法 |

諸外国の年齢条件の事例をあげ、65歳以上を対象とする国が多く、わが国もそれに倣ったということが書かれている。救護法に登場した「障碍」の表記もおそらく、年齢条件と同様に諸外国を参考にしたのではないかと考えられる。しかし、障碍の表記を用いたことについては資料のなかでは確認できていない。そこで筆者が注目したのがイギリスの救貧法である。

エリザベス救貧法（The Elizabethan Poor Law）

イギリスの最初の救貧法は、1531年ヘンリー8世時代に貧民の救済と抑圧を目的に制定されている。その後、エリザベス1世時代の1601年に新たに作られている。当時の立法によって集大成された救貧諸法の通称がエリザベス救貧法である。この救貧法は、無産貧民による社会秩序の混乱に対して、就労義務を強制することによって收拾を図ることを目的としている。その目的を達成するためにキリスト教信者の教区を一つの行政単位として、貧民を抑圧的に管理したのである。就労を強制するため、貧民の労働能力の有無で「労働可能貧民」「労働不能貧民」「児童」などに分類している。

この救貧法は、労働可能な貧民は作業所に収容して強制的に就労させ、高齢者、病人、障害者など労働が難しい者に対しては保護するという法律であった。

このエリザベス救貧法に関する資料に1598年のTHE ELIZABETHAN POOR LAWがある。抜粋して紹介する。

1598 THE ELIZABETHAN POOR LAW

It can be inferred, according to the Webbs, that in the last quarter of the sixteenth century the social condition of the manual working class was changing considerably for the worse. Poor harvests, due in part to bad weather, meant rapidly rising food prices, culminating in the cold and rainy years 1594-1598, in dearth almost amounting to famine. The years 1596-1597 were specially critical periods of high prices, threatened rebellion and extreme poverty. It was reported that the towns were full of beggars and that men and women died of want in the streets. When a new Parliament met in 1597, after an interval of four years, the chronic situation of the poor was the main topic of concern.

- (a) 39 Elizabeth c. I . An Act against the decaying of townes and houses of husbandrie.
- (b) 39 Elizabeth c. II. An Acte for the mintenance of Husbandrie and tillage.
- (c) 39 Elizabeth c. III. An Acte for the reliefe of the Poore.
- (d) 39 Elizabeth c. IIII. An Acte for punishment of Rogues, Vagabonds, and sturdie beggars.
- (e) 39 Elizabeth c. v. An Acte for erecting of Hospitals, or abiding and working houses for the poore.
- (f) 39 Elizabeth c. vi. An Acte to reforme deceipts and breaches of trust touching lands given to charitable uses.

Of these six acts the most important was the third the Acte for the relief of the Poore. This Act is the basis of the legal duty of the state to relieve the poor. It required the appointment, in every parish, of Overseers of the Poor, and specifically imposed upon them, in conjunction with Church-wardens, the duty of providing for all the various classes of the destitute, whether able-bodied or impotent, children or aged, lame or blind, or otherwise "without means to maintain themselves". (下線は筆者が強調)

要旨は次のとおりである。1596年から1598年にかけてイギリスでは悪天候により農業における収穫量も少なく、食料価格が高騰するなど極度の貧困に苦しめられている。それにより、治安状態も悪く、町は物乞いであふれ、多くの餓死者もいて、労働者階級の社会的状況が悪化している。その状況のなかで、「町や家畜の家の腐敗に関する法律」「ハスバンドリーと耕作の管理のための行為」「貧困層の救済のための行動」「物乞いを罰する行為」「病院建設や貧民のための住居および労働する家を建てる行為」「慈善目的のための土地に関する詐欺と違反を改革するための行為」などで貧困者の救済を説いている。この資料のなかで注目するのが下線部分に記された障害者の表記である。

【参考資料】

- 寺脇隆夫『救護法成立・施行関係資料集成』ドメス出版、2007年。
- 小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論新社、2018年。